

2015年

11月号

カンパいほニュース

発行 家計簿・くらし調査研究会
ウェブのホームページ<http://www.ucoop.or.jp/hiroba/report/kurashi/index.html>

マイナンバー(個人番号)って何？



☆「マイナンバー」って何？

住民票を持つすべての人に付けられる12桁の番号で、特別永住者などの外国人にも通知される。

☆「マイナンバー」の目的は？

主に「税制度」と「社会保障」で利用する。公正に税金を集めたり、年金を配ったりするために、個人の所得を正確に把握する。今は国や地方自治体がバラバラに管理している個人情報を連結させる。

☆「マイナンバー」でどんな情報を結びつけるの？

市町村	住所・家族の情報
国	雇用保険に関する情報
税務署	企業から受け取る個人の所得に関する情報。



国・自治体はマイナンバーで検索すると、その個人の情報が簡単に取り出せる。

☆『通知カード』と『個人番号カード』の違いは？（※『個人番号カード』の申請・取得は任意です。）

	『通知カード』	『個人番号カード』(※)
カード	紙のカード	ICチップのついたカード
顔写真	なし	顔写真あり
カード使用时	「通知カード」と本人確認書類が必要	「個人番号カード」のみ

☆「マイナンバー」通知後すぐに、どのような場面で提示するの？

①会社勤務のサラリーマンやアルバイトの人

平成28年分扶養控除等申告書に「マイナンバー」の記載が必要になるので、平成27年の年末調整の際に、勤務先に自分や配偶者、扶養家族の「マイナンバー」を提示する。

②金融機関に証券口座がある人

平成30年末までに「マイナンバー」を金融機関に提示する。平成28年1月からは、新規の証券口座開設の際に「マイナンバー」を提示する。

③生命保険会社

1回の支払いが100万円以上の保険金、1年に20万円以上の年金の支払い等一定の場合、生命保険会社は税務署へ支払調書を提出しています。平成28年1月からは、一定の保険金の支払いを受ける人は「マイナンバー」の提示を保険会社から求められます。

④その他

順次、児童手当の現況届出、厚生年金の請求等、「社会保障」「税」「災害対策」の分野で「マイナンバー」の提示が必要になります。

☆預貯金口座にも「マイナンバー」が必要になるの？

平成30年から任意で預貯金口座に「マイナンバー」を付ける事が出来ます。平成33年には義務化が検討されています。